

ミツヒロニュース



師走です。今年も一年ありがとうございました。今、日本の文化が世界へと広がっています。「MANGA」は、もちろんのこと「THAIKU」「BONSAI」など、日本の良さが受け入れられています。日本文化は、調和・受容であり、母性的です。西洋的ビジネスの多くは攻撃的ですが、これからは、まさに調和や受容が求められる時代だと思います。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇秋の税制改正大綱
～生産性向上設備投資
促進税制の創設～
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(21)
「調査官が見ているもの①」
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき
アイソ彗星

秋の税制改正大綱 ～生産性向上設備投資促進税制の創設～

26年度改正について前倒しで決定された与党大綱『民間投資活性化等のため税制改正大綱』では、設備投資減税、事業再編促進税制などいくつかの制度が新設されます。

設備の更新等を促進し、生産性の向上を図るため、生産性の向上につながる設備投資を促進する税制措置を創設します。具体的には、産業競争力強化法（仮称）等の中で規定される予定の以下の設備等の取得等をした場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができることとします。

(1) 先端設備

機械装置並びに一定の工具、器具備品、建物及び建物附属設備で、一定金額以上のもののうち、最新モデルかつ生産性向上要件（旧モデル比で年平均生産性1%以上向上）を満たすもの（中小企業者等については一定のソフトウェア及びサーバーを含む。）

※確認方法：各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、一定金額以上のもののうち、投資計画上の投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることの経済産業局の確認を受けたもの。

※確認方法：申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経済産業局が確認。

(次頁へつづく)

先端設備の対象設備

減価償却資産の種類	取得価額要件	最新モデル要件(注1)	生産性向上要件	対象となるものの用途・細目
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上	10年以内に販売されたもの	生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上	(限定なし)
工具	1台又は1基の取得価額が120万円以上(注2)	4年以内に販売されたもの		□ ール
器具備品 (ホは、中小企業者等が取得等をするものに限る)		6年以内に販売されたもの		イ 陳列棚及び陳列ケースのうち冷凍機付又は冷蔵機付のもの □ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く) ホ 電子計算機(サーバー(ソフトウェア(OS)を同時に取得するものに限る)に限る) ヘ 試験又は測定機器
建物	一の取得価額が120万円以上(注2)	14年以内に販売されたもの		(なし)
建物付属設備			イ 電気設備(照明設備を含む)のうちその他のもの □ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ ブラインド ホ 日射調整フィルム	
ソフトウェア (中小企業者等が取得等をするものに限る)	一の取得価額が70万円以上(注2)	5年以内に販売されたもの	(なし)	設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

(注1)販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含む。なお、機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置については、10年以内に販売が開始されたもので、最新モデルの一代前モデルも含める。

(注2)工具及び器具備品については1台又は1基が30万円以上で年間取得合計額が120万円以上のものを含み、建物付属設備については一の取得価額が60万円以上で年間取得合計額が120万円以上の物を含み、ソフトウェアについては一の取得価額が30万円以上で年間取得合計額が70万円以上のものを含む。

(注3)生産ラインやオペレーション改善に資する設備における取得価額要件は、先端設備の取得価額要件に準ずる。なお、構築物については、建物と同様とする。

▼税制措置

(注) 産業競争力強化法(案)の施行日から適用

	H25年度中(注)	H26年度	H27年度	H28年度
特別償却	即時	即時	即時	50%特償
(うち建物、構築物)	即時	即時	即時	25%特償
税額控除	5%	5%	5%	4%
(うち建物、構築物)	3%	3%	3%	2%

▼適用時期

産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までの間の取得等。また、平成26年4月1日前の終了事業年度内の産業競争力強化法施行日から平成26年3月31日までに適用要件を満たす場合、平成26年4月1日を含む事業年度で税額控除等ができます。

中小企業の投資活性化策

地域経済を支える中小企業の投資の活性化を図る観点から、

- 中小企業投資促進税制について、その適用期限を平成29年3月31日まで3年間延長するとともに、産業競争力強化法(仮称)の施行日から平成29年3月31日までに取得等をした特定機械装置等(機械装置並びに一定の工具、器具備品及びソフトウェア)が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、即時償却又は7%(資本金3,000万円以下の中小企業者等は10%)の税額控除ができることとします。
- 生産性向上設備投資促進税制について、中小企業者等に対し、以下の措置を講じます。
 - 先端設備について、一定のソフトウェア及びサーバーを対象とします。
 - ソフトウェアが組み込まれた機械装置については、10年以内に販売されたもので一代前モデルも含めません。
 - 生産ライン等の改善に資する設備に係る投資利益率要件につき、中小企業者等(資本金1億円以下)は5%以上(大法人は15%以上)とします。
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の適用期限を平成28年3月31日まで2年間延長します。

◆ 中小企業投資促進税制

【現行制度の概要】

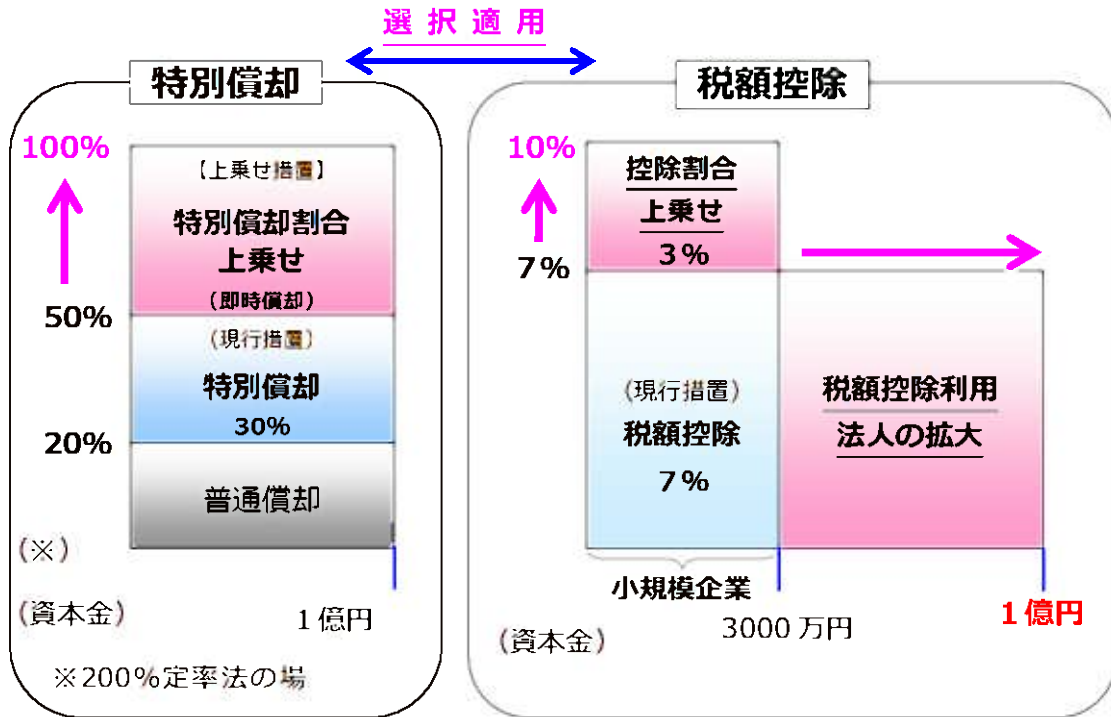
中小企業者等が特定機械装置等の取得等をした場合には、取得価額（下記⑤は取得価額の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人のみ。1年繰越可）ができます。

（特定機械装置等）

- ① 160万円以上の機械装置
- ② 120万円以上の一定の工具、器具備品
- ③ 70万円以上の一定のソフトウェア
- ④ 車両総重量3.5t以上の貨物自動車
- ⑤ 内航海運業の用に供される船舶

《改正案》

上記①～③の特定機械装置等が、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等である場合には、以下の特別償却又は税額控除ができます。

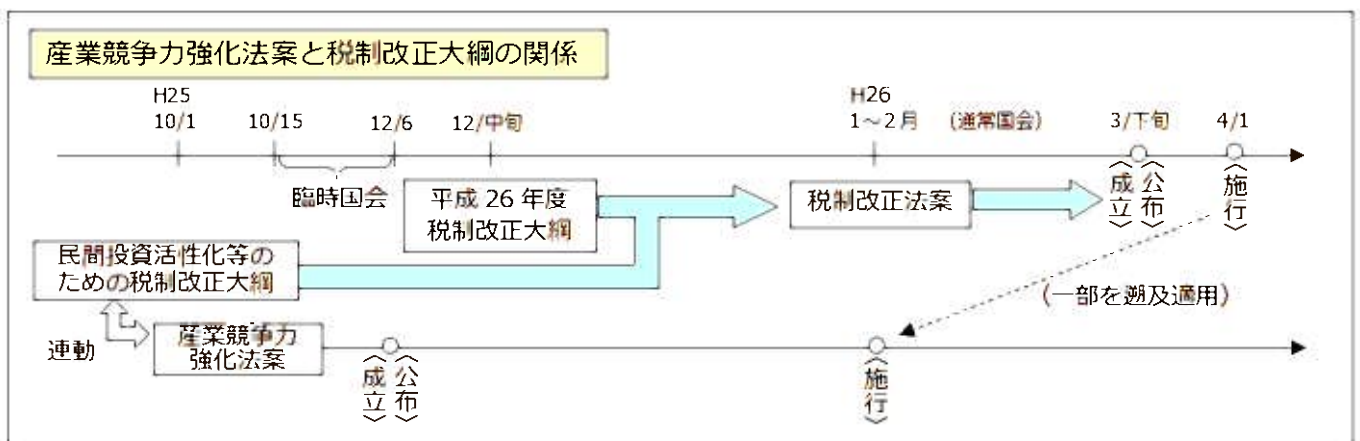


▼適用時期

適用期限が3年延長（平成29年3月31日まで）されます。また、平成26年4月1日前の終了事業年度で産業競争力強化法施行日から平成26年3月31日までに生産性向上設備等を取引等した場合、平成26年4月1日を含む事業年度で税額控除等ができます。

《産業競争力強化法施行日》

この法案は、会期中の成立を目指し、10月15日に国会に提出されました。今後の国会の審議状況によりますが、施行日については、原則3ヶ月以内としていることから、平成26年1月以降の可能性が高いと考えられます。ねじれ国会が解消された現状では、通常であれば例年3月下旬に税制改正法案が成立・公布され、4月1日に税制改正が施行される見込みです。





イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 21. 「調査官が見ているもの①」

今回は税務調査で、調査官が見ているものを解説します。

税務調査は大抵、「事業概況」のヒアリングから始まります。

会社を設立した経緯や現在の事業内容等を、概略的に把握するためです。ここは税理士ではなく経営者の出番なのですが、調査官はこの場面で、**経営者の人柄・性格をも把握**しようとしています。

税務調査は、会社の数字をチェックするものですが、あくまでも**人対人の関係性の中で行われるもの**ですので、調査官は**こちらのことを把握し、対応を変えている**のです。

次に、調査官は帳簿のチェックを始めます。

調査官が持っている資料は、あくまでも申告書だけですから、**どのような計算過程でその申告書ができたのかはわかっていません**。ですから、**帳票類や経理処理の流れを確認し、どのようにしてその申告書が作られたのかを精査**していきます。

① 帳票類の整理

帳票類は、原始資料とも呼ばれ、請求書や発注書、領収書や契約書など、売上や経費を計上する基となった資料のことです。

取引先からの請求書や発注書・見積書などはメール等の電子データの場合も多いですが、**調査官に提示を求められたらすぐに提示できる状況**にしておく必要があります。

② 経理処理の流れ

どういう流れで売上が計上しているのか、たとえば、取引先に見積もりを提示し、先方から受注した段階で請求書を発行してから売上計上など、**経理処理の流れを明確に説明できる資料**があればいいでしょう。

これらの資料は必ず、調査を進めていくうえで必要になりますので、きちんと整理しておきましょう。

参考文献： ■税務通信 3283号

年末年始に伴う 休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、厚く御礼申し上げます。さて、弊社の年末年始に伴う休業日は下記の通りになります。何卒、ご了承の程よろしくお願い致します。

休業期間：2013年12月28日(土)～
2014年1月5日(日)

尚、1月6日(月)より通常通り業務を行います。

あしがき

和田です。最近めっきり寒くなり、布団から中々出られず、気が付いたら出かける15分前みたいなことがよくあります。寒いのは大の苦手ですが、ここ数日、アイソン彗星を見るために少しか早起きしています。通勤途中のため、双眼鏡を使う訳にもいかず、東の空を眺めているのですが、まだ見つけられません。週末にでも、双眼鏡を持って探してみようと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営者針整
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

